
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 IASB による IFRS 第 16 号「リース」の影響分析

本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 1 月に IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）と同時に国際会計基準審議会（IASB）が公表した IFRS 第 16 号の影響分析¹（以下「影響分析」という。）の概要を説明することを目的としている。

なお、文中の下線は事務局が付したものである。

IASB による IFRS 第 16 号「影響分析」の概要

（影響分析の目的）

2. 影響分析は、IFRS 第 16 号により生じる可能性の高い関連するコストと便益（影響分析において、コストと便益を総称して「影響」と呼んでいる。）を記述している。この文書は、IFRS 第 16 号の影響を主として借手の観点から議論している（貸手の会計処理にはほとんど変更がない。）。

（影響分析の手法）

3. IASB は、新基準又は改訂基準により生じる可能性の高い影響についての洞察を、提案の公開を通じて、また、分析や利害関係者との協議を通じて得ている。
4. コストと便益の評価は、主として、定量的ではなく定性的なものである。これは、コスト及び特に便益の定量化が非常に困難だからである。さらに、行った評価は、新しいリース会計の要求事項により生じる可能性の高い影響の評価である。

財務諸表への影響の定量的影響を見積もるための仮定

5. IASB は、財務データ集計を使用して以下に関する情報を収集した。

(1) 従来のリース会計の要求事項を適用した場合のオフバランスのリース、及び

¹ 審議事項(1)-2 参考資料 2 「影響分析 IFRS 第 16 号「リース」」を参照

- (2) IFRS と米国会計基準を使用している上場会社の規模（資産合計、長期金融負債、株主持分、収益、税引前利益など）
6. 財務諸表への影響の定量分析にあたり以下を考慮した。定量分析の結果は、「オンバランスされるリース/資産合計」（第 11 項(2)）、「金利及び税金前利益/収益（利益マージン）」（第 13 項(2)）、「長期金融負債/自己資本」（第 18 項）及び「投資者及びアナリストにとっての便益」（第 23 項）で記載している。
- (1) 地域別及び業種別の情報は、財務データ集計²において利用可能な企業固有の分類に基づいている。
- (2) すべてのデータは、財務データ集計において IFRS 第 16 号の影響の評価日の時点で利用可能な直近の年次報告書（すなわち、大半の企業については 2014 年の年次報告書）における情報に基づいている³。
- (3) オフバランスのリースに係る将来のリース料の現在価値は、以下を用いて見積っている。
- (a) 5%の割引率（IASB のサンプルの中の企業についての平均借入コストの見積り）及び
- (b) 財務データ集計において利用可能なオフバランスのリースに係る義務の満期に基づいて見積った平均リース期間
- (4) オフバランスのリースに係る年間リース料は、財務データ集計において報告されている期限が 1 年以内のリース料と同額と見積っている。
- (5) 利息・税金・償却前利益（EBITDA）は、財務データ集計において利用可能な情報に基づいている。EBITDA は、IFRS の要求事項とは独立した非 GAAP 測定値である。この測定値の計算に関しての標準化された方法はない。

² 財務データ集計とは、上場会社の財務諸表において利用可能な財務情報を集計するデータベースを指している。IASB は、それらのデータベースに含まれていた情報に依拠しており、そうした情報の正確性を各会社について独立に検証することはしなかった。以下同様。

³ 年次報告書にオフバランスのリースを開示している上場会社約 14,000 社のうち、オフバランスのリースの現在価値の合計額が 80%以上を占めている 1,145 社から、銀行及び保険会社を除外した 1,022 社。

(変更の必要性)

7. 現行基準の IAS 第 17 号「リース」は、米国財務会計審議会 (FASB) の Topic 840 「リース」と同様、借手についてはオペレーティング・リースかファイナンス・リースかに区分しており、オペレーティング・リースについては、企業の貸借対照表で報告されていなかった(「オフバランスのリース」であった。)。オフバランスのリースは、サービス契約と同様に会計処理され、企業は損益計算書に賃借費用を報告していた(通常、リースの各期間において同額(いわゆる定額のリース費用))。)
8. オフバランスのリースの規模に関して、2005 年に、米国の証券取引委員会 (SEC) は、米国の公開企業には約 1.25 兆米ドルのオフバランスのリースがあると見積もった。多くの企業にとって、報告される資産及び財務レバレッジに対する影響は重大であった。貸借対照表にリースに関する情報がないことは、投資者及びアナリストが調整を行わないと、資産をリースしている企業と資産を購入するために借入をしている企業を適切に比較できないことを意味していた。そこで、IASB と FASB はリースの会計処理を改善するためのプロジェクトに着手した。この目的を果たすため、IASB と FASB は、資産をリースしている顧客(借手)が当該リースから生じる資産及び負債を認識すべきであることに同意した。これは、リースの開始時に、借手は資産を一定期間にわたり使用する権利を獲得し、支払が一定期間にわたり行われる場合には、リース料を支払う負債が生じるからである。

(どのような借手が影響を受けるか)

9. オフバランスのリースの資金調達数値は多大である。IFRS 又は米国会計基準を使用している上場会社は、ほぼ 3 兆米ドルのオフバランスのリース約定を開示している。
10. IFRS 第 16 号の影響は次のとおりと予想される。
 - (1) 上場会社のほぼ半数が報告する金額に影響を与える(換言すれば、IFRS 第 16 号が他の半数が報告する金額に影響を与えない。)
 - (2) オフバランスのリースの使用は、一部の業界及び一部の企業に非常に集中しているため、影響も業界及び企業により異なる。

- (3) 少額資産のリースについての免除が、完全版 IFRS を適用する小規模企業にとっては特に便益となる。
- (4) 多くの小規模の非上場会社は、IFRS 第 16 号の影響を直接には受けない⁴。

(借手の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書への影響)

貸借対照表

11. 貸借対照表への影響は次のとおりである（最も重大な影響は、リース資産とリース負債の増加である。）。

- (1) リース資産の増加
- (2) 金融負債（リース負債）の増加

IASB による定量分析では、IFRS 第 16 号の適用によってオンバランスとなるリース負債（現在価値ベース）の資産合計に占める割合は、以下のとおり示されている。

業種	オンバランスとなるリース負債 /資産合計
Airlines	22.7%
Retailers	21.4%
Travel and leisure	20.7%
Transport	11.6%
Telecommunications	6.1%
Energy	5.5%
Media	5.5%
Distributors	4.3%
Information technology	3.0%
Healthcare	2.9%
Others	2.2%
Total	5.4%

- (3) 株主持分の減少

リース資産の帳簿価額は、通常はリース負債の帳簿価額よりも早く減少することになる。これにより、オフバランスのリースに重要性がある会社については、IAS 第 17 号に比べて、報告される自己資本の減少が生じるであろう。

⁴ これは、(a)IFRS for SMEs には IFRS 第 16 号による変更が行われていない、(b)小規模の非上場会社の中で完全版 IFRS の適用を要求されている会社数は限られているからである。

これは、資産購入の資金を従来のオンバランスのリースか借入金のいずれかで調達することにより生じる報告される株主持分に対する影響と同様である。

12. 企業の報告する株主持分に対する実際の影響は、企業の財務レバレッジ、リースの期間、リース負債の株主持分に対する比率に応じて決まる。これは、企業が所有している資産の比率、リース対象資産の比率、企業が営業活動の資金をどのように調達しているのかに左右される。

損益計算書

13. 損益計算書への影響は次のとおりである。

- (1) EBITDA の増加
- (2) 営業利益及び財務コストの増加

IASB による定量分析では、IFRS 第 16 号の適用による「金利及び税金前の利益/収益（利益マージン）」の改善率は、以下のとおり示されている。

業種	金利及び税金前の利益/収益（利益マージン）		
	IAS 第 17 号	IFRS 第 16 号	改善ポイント
Airlines	6.33%	7.69%	1.36
Retailers	6.01%	6.66%	0.65
Travel and leisure	11.80%	13.15%	1.35
Transport	10.00%	10.70%	0.70
Telecommunications	13.18%	13.80%	0.62
Energy	8.11%	8.42%	0.31
Media	17.70%	18.29%	0.59
Distributors	3.70%	3.94%	0.24
Information technology	18.28%	18.50%	0.22
Healthcare	15.41%	15.63%	0.22
Others	10.63%	10.83%	0.20
Total	10.19%	10.58%	0.39

- (3) 税引前利益に対する影響は（通期では）中立的⁵

⁵ 個々のリースについては、金利がリース負債残高に応じて計算される（年数を経るにつれて減少する。）ために、税引前利益はリース期間の前半は IFRS 第 16 号の方が IAS 第 17 号より小さく、リース期間の後半は大きくなる（通期では一致する。）。なお、会社が有しているリースのポートフォリオが定期的に推移していて、リースが期限満了となり新規のリースが追加されている場合には、IFRS 第 16 号の適用が各期の会社の税引前利益に与える影響は比較的小さい可能性がある。

これは、IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号において計上していた定額のオペレーティング・リース費用（営業費用）を、リース資産に係る減価償却費（営業原価に含まれる。）とリース負債に係る金利（財務コストに含まれる。）に置き換えるからである。

14. 営業利益及び財務コストの増加の大きさは、企業にとってのリースの重大性、リースの期間の長さ、適用する割引率に応じて決まる。

キャッシュ・フロー計算書

15. キャッシュ・フロー計算書への影響は次のとおりである。

- (1) 営業活動からの資金の増加
- (2) 財務活動からの資金の減少
- (3) キャッシュ・フローの合計は中立的

IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号を適用して報告される金額に比べて、営業キャッシュ・アウトフローを減少させ、それに対応する増加を財務キャッシュ・アウトフローに生じさせると予想される。これは、IAS 第 17 号を適用する場合には、企業は従来のオフバランスのリースに係るキャッシュ・アウトフローを営業活動として表示していたからである。これと対照的に、IFRS 第 16 号を適用すると、すべてのリースに係る元本支払が財務活動に含まれる。金利も IFRS 第 16 号を適用すると財務活動に含まれる可能性がある。

注記に対する影響

16. 財務諸表注記への影響は次のとおりである。

- (1) リースに係る費用の内訳の開示に関して、リース対象資産のクラス別のリース資産に関する情報、及びリースのキャッシュ・アウトフローの合計額を示すことも要求される。
- (2) リース負債の満期分析の開示に関して、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に依拠して、投資者及びアナリストに有用な情報を提供するためにどの期間帯を開示すべきかを決定する際に判断を使用することを会社に要求している。
- (3) 複雑な要素（例えば、変動リース料、延長オプション、残価保証）を含むリースにおける企業固有の定性的な情報の開示が追加されている。

(主要な財務数値に対する影響)

17. 主要な財務数値に対する影響は次のとおりである。

- (1) これまで認識していなかった資産の認識 ⇒ 資産ベースが高くなり、総資産回転率などの比率に影響を与える。
- (2) これまで認識していなかった負債の認識 ⇒ 金融負債が増加し、財務レバレッジ（ギアリング）に影響を与える。
- (3) オペレーティング・リース費用の代わりに減価償却と金利を認識 ⇒ 営業利益が高くなる（金利が通常は営業費用から除外されるため）。同様に、金利と減価償却を除外しているがオペレーティング・リース費用を含めている利益指標（EBITDA など）が、IAS 第 17 号を適用した場合よりも高くなる。

(借入コストや債務特約条項等に与える影響)**借入コスト**

18. リース会計の変更は、企業の経済的立場や現金支払の約束には影響を与えない。これらは通常はすでに融資者が考慮している。したがって、IASB は、IFRS 第 16 号導入後の借入コストの変動があるとすれば、改善された意思決定により生じるものであり、それは企業の財務レバレッジに関する透明性の結果であると考えている。

この点、IASB の定量分析では、借入コストに影響を与えると思われる「長期金融負債の自己資本比率に対する比率」の変化について、以下のとおり示されている。

業種	長期金融負債/自己資本比率		
	IAS 第 17 号	IFRS 第 16 号	市場慣行 ⁶
Airlines	123%	251%	314%
Retailers	48%	103%	126%
Travel and leisure	118%	191%	209%
Transport	54%	84%	111%
Telecommunications	79%	96%	106%
Energy	42%	54%	60%
Media	102%	119%	128%
Distributors	91%	104%	115%
Information technology	31%	37%	43%
Healthcare	58%	65%	69%

⁶ 現在の一般的な市場慣行では、リース負債を年間リース料の 8 倍とみなしている。

業種	長期金融負債/自己資本比率		
	IAS 第 17 号	IFRS 第 16 号	市場慣行 ⁶
Others	64%	71%	76%
Total	59%	74%	82%

債務特約条項

19. リース会計の変更は、企業の経済的ポジションやコミットメントに影響を与えない。これらはすでに融資者によって考慮されていることが多い。将来の債務特約条項の契約条件に変更があるかもしれないが、IASB は、それらの変更は真の経済的变化と会計上の変更とを区別する形で行われるものと予想する。

規制上の自己資本

20. IASB は、欧州の銀行 20 行のサンプル検証⁷に基づき、借手の会計処理の変更は大半の金融機関の規制上の自己資本に大きな影響を与えないと予想する。

リース市場

21. IASB は、IFRS 第 16 号の発効後に大きな行動上の変化はないと予想する（すなわち、企業が、会計処理の変更の結果として、資産をリースせずに、購入するための借入を意図的に行うとは予想されない。）。しかし、個々の貸手については、影響がリース業界全体より大きくなることも小さくなることもあり得る。

リースか購入か

(1) IASB は、一部の資産をリースせずに購入することを決定する企業があるかもしれないと予想する。特に、その企業が、リースが貸借対照表に計上されないという理由で、より多くの金額をリースに対して進んで支払っていた場合である。しかし、IASB は、企業がオフバランスのリースを締結する唯一の理由が、オフバランスの会計処理を達成することであるとは考えていない。IASB は、企業がリースをする実質的な事業上の理由は数多くあり、それは IFRS 第 16 号の発効後も引き続き存在するであろうことに着目した。したがって、IASB は、リースに関連する相当の便益を考慮すると、企業は IFRS 第 16 号の発効後に引き続き多数のリースを締結すると予想する。特に、IASB は、

⁷ IASB は、IFRS 第 16 号が報告される株主持分に与える影響を、欧州の銀行 20 行のサンプルを検討することによって見積った。報告される株主持分の減少の見積りは、サンプルに含まれていたすべての銀行について報告される株主持分の 0.5%未満であり、サンプルのほぼ半数については報告される株主持分の 0.2%未満である。

リースは通常、伝統的な銀行借入枠が付与されないかもしれない状況で、貸手の方が資産の所有により大きな保証があることが多いという理由で融資を提供していることに着目した。

リースの契約条件

- (2) IASB は、多くのリースは IFRS 第 16 号の発効後に契約条件の変更はないであろうと予想する。契約条件は通常は企業の事業ニーズに合うように交渉されるからである。したがって、変更が生じるのは、通常、事業上の理由からであり、会計上の理由からではない。
- (3) それでも、IASB は、一部の企業は IFRS 第 16 号の適用の結果としてリース活動を再検討するであろうと予想する。これにより、リースの期間の長さの変更や支払条件の変更が生じる可能性がある。
- (4) いかなる変更も、IFRS 第 16 号を適用した場合の情報の透明性の増大から生じると予想される。借手は、リースの当事者として、すでに自社のリースに関する関連性のある情報のすべてを有していると期待されるかもしれないが、一部の借手は、特にリースの意思決定が分権化されている場合には、自社のリースの効率性にあまり注意を払わないことがあり得る。IFRS 第 16 号はリース資産とリース負債を割引後で認識することを要求しているので、企業は、例えば、リースに課される割引率を決定する必要があり、事業の資金調達及び運営の方法の改善を識別するかもしれない。したがって、こうした変更（もしあれば）は、会計上の結果のみを動機とした変更ではなく、真正な事業上の決定の結果であると予想される。
- (5) リース会計に関する学術研究によると、(a)平均リース期間及びリース料の変更と、(b)異なる会計処理の要求事項の採用（例えば、国内 GAAP から IFRS への移行）との間の相関の判定は、極めて困難であることが判明している。その主な原因は、(a)財務諸表注記における情報の欠如、(b)異なる会計処理の要求事項の採用の前後において重大な変更がないこと、(c)リースを集中的に使用しているさまざまな産業セクターについてのトレンドの相違（すなわち、ある業界では増加し、別の業界では減少する。）である。

(便益がコストを上回るか)

22. IASBはIFRS第16号の便益はコストを上回ると結論を下した。IFRS第16号は、企業の資産及び負債のより忠実な表現をもたらすと同時に、企業の財務レバレッジ及び使用資本に関する透明性を高めるものとなる。

便益

23. 投資者及びアナリストにとっての便益は、IFRS第16号の適用によって、財務諸表を利用する人々が調整を行う必要性を減少させると期待されることである。これは、会社がIAS第17号を適用していた時に利用可能であった情報よりも豊富な情報のセットを提供し、会社の営業及び資金調達についての追加的な洞察を提供することによってである。

(1) 開示は十分ではない

IASBは、オフバランスのリースに係る会社の割引前のコミットメントに関する情報を（IAS第17号が要求していたように）財務諸表注記のみで提供するのは、十分ではないと結論を下した。これは、以下の理由による。

- 当該開示情報は、一部の投資者及びアナリストにとっては不十分である。彼らは、会社の資産及び負債の見積りを利用可能な限定的な情報に基づいて技法を用いて行っていることが多いが、当該技法による見積りは、幅広い変動の可能性があり正確ではないかもしれない。
- 当該開示情報は、他の投資者及びアナリストにとっては明らかではない。彼らは、会社の財務レバレッジ及び資産ベースに関する情報を、注記で報告される情報は考慮せずに、会社の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に依拠している。

また、IASBの投資者諮問機関である資本市場諮問委員会は、次のように述べている。

「開示のみの解決策は財務諸表の専門的な利用者にとっては容認できるかもしれないが、財務諸表が最初から明確な情報を提供することを求める過半数の投資者にとっては有用ではないであろう。」

(2) 情報の欠如

IAS 第 17 号を適用した場合には、大半のリースは借手の貸借対照表上で報告されていなかった。したがって、借手は下記についての完全な像を提供していなかった。

- 支配して営業に使用している資産
- 経済的に回避できないリース料

貸借対照表から失われていた情報の重大性は、業種ごと、地域ごと及び企業間で異なっていた。しかし、多くの会社にとって、報告される財務レバレッジに対する影響は多大であると予想される。

長期負債が過小表示されている割合の地域別の状況は、次のとおりである。

地域	過小評価されている割合 ⁸
北米	22%
欧州	26%
アジア・太平洋	32%
中南米	45%
アフリカ・中東	27%

例えば、最終的に何らかの形での再建又は清算に至った小売業者のサンプルについて、次の表は、オフバランスのリース約定がどの程度あったのかを示している。これは、会社の財務レバレッジ及び営業の柔軟性が、オフバランスのリース約定の影響を考慮に入れた場合に、どれだけ大きく異なり得るのかを例示している。これらの会社のオフバランスのリース約定の現在価値は、貸借対照表で報告していた長期債務の約 4 倍から 65 倍の範囲にある。

(単位：百万)

小売業者	国	オフバランスのリース		オンバランスの債務	オフバランスのリース(割引後)のオンバランスの債務に対する倍率
		割引前	割引後		
Borders	米国	\$ 2,796	\$ 2,152	\$ 379	5.68 倍
Circuit City	米国	\$ 4,537	\$ 3,293	\$ 50	65.86 倍
Clinton Cards	英国	£ 652	£ 525	£ 58	9.05 倍
HMV	英国	£ 1,016	£ 809	£ 115	7.03 倍

⁸ 割合は、貸借対照表で報告されている長期負債に対するオフバランスのリースの見積り(割引後)の割合を地域ごとに表している。

審議事項(1)-2-2

(単位：百万)

小売業者	国	オフバランスのリース		オンバランスの債務	オフバランスのリース(割引後)のオンバランスの債務に対する倍率
		割引前	割引後		
Praktiker	ドイツ	€2,268	€1,776	€481	3.69倍
Woolworths	英国	£2,432	£1,602	£147	10.90倍

(3) 投資者及びアナリストは借手の貸借対照表を頻繁に調整している

IASBが協議した投資家及びアナリストの大半は、注記情報を用いて、オフバランスのリースから生じるであろう資産及び負債を見積もっていた。彼等の多くは、例えば、財務レバレッジや営業に使用されている資本を見積むために、年間のリース費用を8倍するなどの技法を使用していた。

次の表は、IFRS第16号を適用した場合と現在の一般的な市場慣行での見積りとの差異を示している。

(単位：百万米ドル)

	貸借対照表で報告された金額	すべてリースがオンバランスの場合(IFRS第16号)	一般的な市場慣行(年間リース費用×8)
有形固定資産	9,605,642	11,267,429	12,228,670
資産合計	30,943,502	32,605,289	33,566,531
長期金融負債	6,440,942	8,102,729	9,063,971
長期金融負債の自己資本に対する比率	59%	74%	82%

(4) 投資者及びアナリストは借手の損益計算書も調整している

IASBが協議した投資者及びアナリストの大半は、リースを「債務類似」の負債を創出するものと見ている。したがって、彼らの多くが、将来のリース料の一部は金利要素を構成するものとして見ている。一般的な調整方法は、営業費として計上されている年間リース費用の1/3を金利費用として、営業費用から除外することである。

次の表は、IFRS第16号を適用した場合と現在の一般的な市場慣行を用いた調整との差異を示している。

審議事項(1)-2-2

(単位：百万米ドル)

	報告された金額	すべてのリースが オンバランスの場 合	一般的な市場慣行 (金利＝年間リー ス費用×1/3)
オフバランスのリー スに係る金利費用	n. a.	83,089	109,293
金利及び税金前の純 利益	2,198,689	2,281,778	2,307,982
金利及び税金前の純 利益/合計収益	10.19%	10.58%	10.70%

24. 企業にとっての便益は次のとおりである。

(1) 企業により均等な競争の場が提供される

- 会社が IAS 第 17 号を適用していた時には、投資者及びアナリストが、オフバランスのリースに係るリース負債を、より精密に測定したとした場合よりも高い金額で見積っていた（例：リース負債を年間のリース料の 8 倍で見積っていた）場合がある。⇒ 一部の会社が、このより精密な測定から便益を受けると予想する。
- 会社の報告する財政状態が、IFRS 第 16 号を適用すると、IAS 第 17 号を適用して投資者及びアナリストが調整した財政状態と比較して、より正確になると期待される。⇒ これは、すべての会社に、より均等な競争の場をもたらすと期待される。

(2) 非 GAAP 情報を提供する必要性がなくなる

(3) 意思決定の改善

- IASB は、多額のオフバランスのリースを有している会社は、すべてのリースを財務報告の目的上は同じ方法で管理することから便益を得るであろうと予想する。

25. 資産をリースしている企業と資産を購入するために借入を行う企業との間の比較可能性を改善する。 IFRS 第 16 号は、オフバランスの会計処理を達成するためにリース取引を操作する機会を減少させる。

26. リースに関して透明性のある情報を提供するにあたり、すべての市場参加者に、より均等な場を創出する。企業は、IFRS 第 16 号を適用することで、リースから生じる資産及び負債を、企業が IAS 第 17 号を適用していた時に洗練度のより高い

投資者及びアナリストだけが行っていた見積りよりも、正確に測定することになる。

コスト

27. 導入コストの重大さは、企業のリース・ポートフォリオの規模や、リースの契約条件、IAS 第 17 号を適用してリースを会計処理するためにすでに整備されているシステムによって異なる。IASB は、重要性のあるオフバランスのリースがある企業には、次のことを行うためのコストが生じることになると予想する⁹。

(1) システム及びプロセスのセットアップ（スタッフの教育を含む）

(a) システム変更

(b) リースを識別するためのプロセスのセットアップ

(c) リースとサービスの区分のためのプロセスのセットアップ

(d) 必要とされる情報の追加入手

- 初期直接投資コスト（従来のオフバランスのリースについても要求される。）
- リースが物価連動支払を含んでいる場合の改訂後の契約上の支払（追加）

一方、リースの分類は不要となる（コストの軽減）

(2) リース資産及びリース負債を現在価値ベースで測定するために用いる割引率の決定

(3) 報告される情報の変更を外部の関係者に伝達

28. IASB は、IFRS 第 16 号を適用するために要求される情報の過半は、すでにアクセス可能な形式で利用可能であると予想する。これは、当該情報が IAS 第 17 号を適用した会計処理及び開示の目的ですでに使用されているからである。しかし、当

⁹ 他の利害関係者（投資家、アナリスト、規制機関及び税務当局）についても、IFRS 第 16 号による変更に対応するコストが発生する。

該情報は、IFRS 第 16 号を適用する場合には IAS 第 17 号を適用する場合よりも頻繁に収集する必要があるかもしれない

29. 継続的成本（企業が IFRS 第 16 号で要求されている情報を提供するためにシステムを更新した後のコスト）は、IASB の予想では、IAS 第 17 号を適用した場合に生じるコストよりわずかに高くなるだけであろう。 IFRS 第 16 号を適用するために要求されるデータは、IAS 第 17 号を適用するために必要とされるデータと同様であり、例外は、IFRS 第 16 号を適用する場合にはすべてのリースについて要求される割引率だけである。詳細は次のとおりである。

- (1) 単一の借手モデルへの変更：この変更自体はコストを低減させる（特に、リースの分類が複雑で、判断の適用を要した契約について）が、従来のオフバランスのリースについてリース債務を割り引くという点はコストを増加させる。
- (2) リース負債の再測定：延長及び解約オプションならびに物価連動支払の再測定に係るコストが増加する。
- (3) 開示：リース契約に複雑な要素がありリースが会社にとって重大である会社の方が、高いコストが発生するであろう。しかし、リースが単純である会社については、IASB の考えでは、開示される情報を会社の既存システム（総勘定元帳システムなど）から得ることができ、継続的成本はほとんどないであろう。

以 上